

入札公告第 26 号

下記の町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を執行するので、川越町会計規則（昭和 51 年規則第 2 号）第 73 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 10 日

川越町長 城田 政幸

1 一般競争入札に付する売払物件

【物件名】

町有財産（旧川越漁業協同組合倉庫）

【場所】

三重県三重郡川越町大字 亀崎新田 地内

【土地】

所在地	地目	地積 (登記簿)	地積 (実測)
三重県三重郡川越町大字亀崎新田 字里中 1 6 番 1 0	宅地	966.31 m ²	966.31 m ²

【建物】

家屋番号	種類	構造	床面積	建築年月日
1 6 番 1 0	倉庫	鉄骨造スレート葺 2 階建	1 階：487.15 m ² 2 階：125.08 m ²	昭和 47 年 9 月 20 日

2 入札参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人であって、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号及び第 6 号に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (4) 川越町から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中にある者でないこと。
- (5) 入札参加者の住所地又は法人の所在地において市町村税目、地方消費税等を滞納している者でないこと。

3 現場説明会

現場説明会は原則行わない。

4 入札参加申込受付の日時及び場所

受付期間 本公告日から令和7年1月22日（水）まで（閉庁日は除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所 川越町役場3階 総務課

5 入札参加資格の確認結果連絡

入札参加資格があると認められた者については、連絡しない。入札参加資格がない者のみ令和7年1月27日（月）に電話により連絡する。

6 一般競争入札による普通財産売払実施説明書の配布

配布場所 川越町役場3階 総務課

また、川越町ホームページでも入札説明書を掲載する。

7 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年1月29日（水） 午後1時30分

場所 川越町役場3階 第303会議室

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、次の金額を入札開始までに納めなければならない。

1,800,000円

9 入札書等に記載する事項

(1) 入札書は町指定様式を用いること。

(2) 入札書には入札者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入のうえ押印するものとし、入札価格の記入はアラビア数字を用いること。

(3) 入札書は、封筒（任意）に入れ、必ず封印し、入札（開札）日、物件名、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入すること。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札回数は1回とする。

(2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札時刻前までに入札辞退届を提出すること。

11 入札の無効

川越町会計規則第82条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札

は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
- (3) 入札書の金額、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。

12 入札の失格

- (1) 入札者が、事前公表の予定価格（最低売却価格）より低い金額で入札したとき。
- (2) 入札者が、指定した期日又は期限までに入札書を提出しないとき。

13 落札者の決定

入札価格が予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじによって落札者を決定する。

14 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

15 入札の中止等

- (1) 不正な行為により入札の公正な競争が妨げられると判断されるとき又は天災その他やむを得ない事由により入札を執行できないと認められるときは、入札を延期し、又は中止する。
- (2) 入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負担とする。

16 用途の制限

- (1) 落札者は、町有財産売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する店舗型性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (2) 落札者は、売買物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

17 予定価格（最低売却価格）

36,000,000円

18 その他

入札の際は、入札者が代理人であるときは委任状を持参すること。

19 問い合わせ先

○物件に関すること

川越町役場 産業建設課

〒510—8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

電話番号 059-366-7117 FAX 番号 059-364-2568

Eメール k-sanken@town.kawagoe.mie.jp

○入札に関すること

川越町役場 総務課

〒510—8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

電話番号 059-366-7113 FAX 番号 059-364-2568

Eメール k-soumu@town.kawagoe.mie.jp